

# 高松市体育協会顕彰規程内規

## 第2条

### 2. 指導者表彰

- 1) 対象者は本市に在住する者、又は所属登録団体が本市にあること。及び本市、香川県代表の場合。
- 2) 国民体育大会・高校生以上の全国大会（日本体育協会に加盟する中央競技団体の主催及び公式大会で全日本、日本、全国等の冠があり、ブロック対抗等は含まない）で当該年度の優勝者を2年以上指導（学生・生徒においては1年以上）の実績があること。（団体においても同様）
- 3) 中央競技団体の日本代表指導者として当該年度の国際大会（アジア大会、及び三大陸以上の参加がある世界大会、世界選手権、オリンピック）で優秀な成績（アジア大会、及び三大陸以上の参加がある世界大会で3位入賞、世界選手権、オリンピックで8位入賞）の場合。
- 4) 技量別の大会においては最上級者（団体）を対象とする。
- 5) 過去に功労者顕彰及び特別顕彰受賞者は対象としない。
- 6) 顕彰は1回のみとする。

### 3. 優秀選手顕彰

- 1) 対象者は本市に在住する者（学生においては本市に住民票がある者）、又は所属登録団体が本市にあること。及び本市、香川県代表の場合。
- 2) 国民体育大会・高校生以上の全国大会（日本体育協会に加盟する中央競技団体の主催及び公式大会で全日本、日本、全国等の冠があり、ブロック対抗等は含まない）で当該年度の優勝者（団体）であること。
- 3) 中央競技団体の日本代表選手として当該年度の国際大会（指導者に準じる）で優秀な成績を挙げた者（団体）
- 4) 技量別の大会においては最上級者（団体）を対象とする。
- 5) 顕彰の回数は問わない。